

「滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（案）」  
について御意見を募集します。

平成28年6月15日  
文教・警察常任委員会資料  
警察本部生活安全企画課

滋賀県（警察本部）では、昭和38年に「滋賀県暴力的不良行為等防止条例」を制定し、名称変更を含む4回の改正を経て、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止することにより、滋賀県民のみなさんの生活の安全と平穩の保持に努めてまいりました。

しかし、近年、現在の条例では規制できない、「公共の場所」以外での盗撮行為や、看過することができない「つきまとい行為等」の嫌がらせ行為の発生など、これらの行為が県民のみなさんに著しい不安感や嫌悪感を与えている状況にあることから、このような現状を踏まえ、滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正しようとするものです。

「滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（案）」の概要を裏面にまとめましたので、これに関する御意見を下記によりお寄せください。

記

1 御意見募集期間

平成28年6月21日（火）から平成28年7月20日（水）まで

2 公開方法

滋賀県警察ホームページ、滋賀県ホームページに掲載します。

3 御意見送付要領

(1) 郵送、ファックス又は電子メールで送付してください。

様式は自由ですが、電子メールで送付される場合は、ファイルの添付は行わず、メール本文に記載してください。添付ファイルの内容は確認いたしません。

(2) 提出していただいた御意見の内容を確認させていただく場合がございますので、必ず住所、氏名（名称）及び電話番号を付記してください。

(3) 電話での御意見等には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) お寄せいただいた御意見につきましては、滋賀県（警察本部）の考え方を整理したうえでホームページ等により一定期間公表することで回答にかえさせていただきます。

個々の御意見に直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

4 御意見の送付先

(1) 郵便による場合

〒520-8501 滋賀県警察本部 生活安全企画課 企画係（条例改正担当）

(2) ファックスによる場合

電話番号：077-522-1252（滋賀県警察本部警務部警察県民センター）

(3) 電子メールによる場合

ビ-ユー-イチチゼロイチ  
pa1101@pref.shiga.lg.jp

5 御意見の取扱い

(1) 御意見は、条例改正事務の参考にさせていただきます。

(2) 御意見の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としております。

賛否の結論だけを示したのものや、主旨が不明瞭なものなどについては、滋賀県警察の考え方を示さない場合がございます。

(3) 御意見をいただいた個人及び団体等に関する情報は公表いたしません。

6 問い合わせ先

滋賀県警察本部 生活安全企画課 企画係

電話番号：077-522-1231（内線3035）

（平日午前8時30分～午後5時15分まで）



御意見をよろしく  
お願いします。

## 1 条例改正の理由

前回改正から11年が経過し、現在の条例では取り締まることができない

- ・「公共の場所」ではない場所での下着等に対する盗撮行為
- ・下着等を盗撮する目的による隠しカメラ等の設置行為
- ・「つきまとい行為等」の悪質な嫌がらせ行為

の発生など、県民のみなさんの生活の安全と平穏が脅かされている現状に充分対応できていない状況にあることから、こうした情勢を踏まえて、滋賀県迷惑行為等防止条例の一部改正を行うこととするものです。

## 2 条例改正のポイント

### ① 盗撮行為の禁止場所の拡充

現在の条例では、盗撮行為の規制場所を「公共の場所」などに限定しており、会社や学校、スポーツクラブ等の会員制商業施設内での盗撮行為を規制することができないことから、盗撮行為の規制場所を、従来の「公共の場所」などに加え、「**特定多数の者が集まり、もしくは利用する場所**」にまで拡充することとします。

### ② 盗撮目的で写真機等を「人に向ける行為」「設置する行為」の規制対象化

現在の条例では、盗撮目的で隠しカメラを設置する行為や、設置した隠しカメラによって下着等の映像が撮影されていなかった場合などには、これらの行為を盗撮として規制することができなかったことから、**盗撮する目的で写真機等を「人に向ける行為」「設置する行為」を新たに規制することとします。**

### ③ 盗撮行為で映像を記録した場合の罰則の強化

痴漢行為やのぞき見行為等による被害もさることながら、下着や裸などを盗撮された被害者の精神的苦痛や羞恥心は極めて大きいうえ、その盗撮画像がインターネット上に晒されるなどして瞬時に拡散される危険性なども極めて高いことから、盗撮行為の抑止と盗撮画像の流出防止に、より実効性のある規制とするため、盗撮行為でその映像を記録した場合の罰則を、現在の「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」から**「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」に引き上げる**こととします。

### ④ 「つきまとい行為等の禁止」規定の新設

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）で規定されているような「つきまとい行為」と外形的にも実質的にも同じような嫌がらせ行為であっても、恋愛感情に基づかないものについては規制対象とはなっていないことから、ストーカー行為等の規制等に関する法律で規制されていない、恋愛感情に基づかない**「ねたみ」「恨み」等の悪意の感情を充足する目的で、反復して行われる「つきまとい行為等」を新たに規制することとします。**

